

# 平成30年第10回大山町教育委員会

招集年月日 平成30年8月29日(水) 午後2時

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 ( 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成30年 月 日

5. 閉会宣言 ( 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
7 月 25 日	水	西伯郡小体連水泳大会(伯耆町B&G)、テメキュラ派遣生徒出発式(～8月5日)、「山の日」全国大会総合リハーサル(米子市公会堂)
26 日	木	国際少年野球大会歓迎式典(大山青年の家)
27 日	金	こども参観日、大山地区児童クラブ訪問
28 日	土	大山口列車空襲慰霊祭・平和祈念の集い(大山公民館)、お泊り保育(中山みどりの森保育園)、納涼花火大会(御来屋)
30 日	月	臨時議会
31 日	火	大山町・嘉手納町人材育成交流事業出発式(～8月1日:表敬訪問団、～8月3日:小学生派遣)
8 月 2 日	木	坊領川自然観察会(大山分館)、みんなの人権セミナー(福祉センターなわ)
5 日	日	西伯郡民体育大会水泳競技の部(伯耆町B&G)、小児糖尿病大山サマーキャンプ開会行事(名和トレーニングセンター)
6 日	月	県小教研理科部会研修会(大山寺)
7 日	火	六長合同会議、人事考課者研修会、星空観察会(中山ふれあいセンター)
8 日	水	管理職会、テメキュラ派遣生教育委員会報告、星空観察会(名和公民館)
9 日	木	大山開山1300年祭記念式典(米子市公会堂)、沖縄県嘉手納町訪問団教育委員会報告、大山町こどもと楽しいまちプロジェクト協議
10 日	金	「山の日」記念全国大会in鳥取前日リハーサル(大山総合体育館)、大山町学校業務改善研修会(名和小会場)、星空観察会(中高ふれあい文化センター)
11 日	土	全国「山の日」記念全国大会記念式典(総合体育館)、大山子ども体験道場行事(大山小)、大山仁王堂星取祭
17 日	金	臨時教育委員会
18 日	土	第30回大山ライオンズカップ I 部大会来賓挨拶、出張英語村in大山(福祉センターなわ)、納涼の夕べ(大山公民館)、中山いさい踊り盆踊り大会(中山公民館)
19 日	日	飯綱元教育長葬儀(三井葬祭)、川田基元教育委員長葬儀(ラシュールだいせん)
21 日	火	西伯郡学校教育連絡協議会研修会(米子市)
22 日	水	第1回伝建審議会(大山支所)
23 日	木	管理職会、中四国保育園大会(大山寺)、中国5県町村教育長研究大会(吉備中央町～24日)
24 日	金	町内全中学校2学期始業式
25 日	土	大山供養田植和田会長懇談会(山楽荘)
26 日	日	大山を歩く会(大山寺)、鳥取県青少年郷土芸能の祭典(豪門湯院)
27 日	月	町内全小学校2学期始業式
29 日	水	伯耆町小規模保育所視察、定例教育委員会

## 今 後 の 予 定

30 日	木	大山カレッジ講師(自然観察)、第2回大山町人権・同和教育連絡協議会(人権交流センター)、大山町こどもと楽しいまちプロジェクト(山口覚ミニ講演会)、星空観察会(大山カレッジ)
31 日	金	西部町村次長・課長会(名和公)、むきばんだ応援団

9月1日(土) 西伯郡駅伝大会(御来屋)

9月3日(月) 第2回大山町総合文化祭実行委員会(福祉センターなわ)

9月4日(火) 六長合同会議、全員協議会

## 議案第1号

史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について

史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように制定する。

平成30年8月29日

大山町教育委員会

教育長 鷲見寛幸

史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づき、史跡大山寺旧境内の保存活用に万全を期するため、史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、大山町教育委員会が招集する。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大山町教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。